

2020年 2月14日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学教職員組合
執行委員長 中山祐正

外部資金雇用による契約職員の休業補償について要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、標記について以下を求めます。

このたび、新型コロナウイルスの流行により、万が一罹患した教職員は国の指針により有給の特別休暇取得の対象であると聞きました。今回の措置には平素のインフルエンザ等においては無給の病気休暇取得、もしくは年次有給休暇を消化するしかないパートタイム契約職員も対象であるとのことです。そのことは一定評価をしますが、しかし、プロジェクト雇用等の外部資金雇用のパートタイム契約職員の大半には有給休暇の資金は準備されていません。したがって、通常においても共通経費で雇用されるパートタイム契約職員には反映される有給休暇や一時金支給といった部分が確実に実施できていない現状があります。今回の新型コロナウイルスにおいても同様です。さらには、同様の状況により、この2019年度から始まった働き方改革の一環である年次有給休暇5日間の取得義務化も外部資金雇用のパートタイム契約職員にとっては困難です。

つきましては、外部資金取得の際に間接経費から、以上のような有給休暇への対応ができるよう検討を求めます。もしくは間接経費の割合の再検討を求めます。

以上